

ベネルクス
知的財産規則

2013年10月1日改正, 施行

目次

第 I 編 商標

第 1 章 ベネルクス商標

- 規則 1.1 出願の条件
- 規則 1.2 団体商標
- 規則 1.3 出願日の決定, 条件の遵守
- 規則 1.4 優先権の主張
- 規則 1.5 出願公告
- 規則 1.6 登録
- 規則 1.7 迅速な登録
- 規則 1.8 国際出願
- 規則 1.9 更新
- 規則 1.10 [廃止]
- 規則 1.11 [廃止]

第 2 章 国際登録又はその更新の請求

- 規則 1.12 国際出願及び更新
- 規則 1.13 [廃止]
- 規則 1.14 変更

第 3 章 拒絶及び異議申立

- 規則 1.15 拒絶に応答するための期限
- 規則 1.16 異議申立に係る項目
- 規則 1.17 異議申立手続の実施
- 規則 1.18 受理要件
- 規則 1.19 異議申立の補正
- 規則 1.20 手続のための言語
- 規則 1.21 翻訳文
- 規則 1.22 [廃止]
- 規則 1.23 言語選択の変更
- 規則 1.24 主張又は商標の使用を裏付ける書類の言語
- 規則 1.25 当事者双方についての適正な聴聞の原則
- 規則 1.26 中断
- 規則 1.27 口頭審理
- 規則 1.28 複数の異議申立

- 規則 1.29 使用証明
- 規則 1.30 異議申立に関する決定の公開性
- 規則 1.31 異議申立に関する決定の内容
- 規則 1.32 異議申立費用の決定
- 規則 1.33 決定及び上訴後の取下

第4章 共同体商標の変更

- 規則 1.34 変更

第II編 意匠

- 規則 2.1 出願の条件
- 規則 2.2 複合出願
- 規則 2.3 出願日の決定及び条件遵守の期限
- 規則 2.4 優先権の主張
- 規則 2.5 公告の延期
- 規則 2.6 再公告の請求
- 規則 2.7 登録
- 規則 2.8 国際出願の登録日
- 規則 2.9 変更された形態での維持の登録
- 規則 2.10 出願権に関する主張の登録及び当該登録の取消
- 規則 2.11 更新
- 規則 2.12 更新の登録

第III編 商標及び意匠についての共通規定

第1章 登録の修正

- 規則 3.1 登録簿の修正

第2章 国際出願

- 規則 3.2 ベネルクスに適用される国際出願

第3章 管理規定

- 規則 3.3 庁の言語
- 規則 3.4 書類の提出
- 規則 3.5 書類の署名
- 規則 3.6 代理人の選任
- 規則 3.7 委任状
- 規則 3.8 書類受領の確認
- 規則 3.9 期限及び閉庁日
- 規則 3.10 情報及び謄本
- 規則 3.11 様式の提供

- 規則 3.12 ベネルクス登録簿
- 規則 3.13 公告
- 規則 3.14 附則

第 IV 編 i-DEPOT

- 規則 4.1 i-DEPOT の種類
- 規則 4.2 i-DEPOT 封筒の提出
- 規則 4.3 i-DEPOT 封筒の保管
- 規則 4.4 証拠手段としての i-DEPOT 封筒
- 規則 4.5 オンライン i-DEPOT の提出
- 規則 4.6 証拠手段としてのオンライン i-DEPOT
- 規則 4.7 オンライン i-DEPOT の保管
- 規則 4.8 オンライン i-DEPOT に関する行為
- 規則 4.9 期限

第 V 編 手数料及び料金

第 1 章 通則

- 規則 5.1 手数料の設定
- 規則 5.2 納付
- 規則 5.3 偶発的手続に課せられる手数料

第 2 章 商標

- 規則 5.4 出願, 更新及び修正のための手数料
- 規則 5.5 その他の手数料(商標)
- 規則 5.6 国際商標及び共同体商標の送付
- 規則 5.7 国際商標の個別手数料

第 3 章 意匠

- 規則 5.8 出願, 更新及び修正のための手数料
- 規則 5.9 その他の手数料(意匠)
- 規則 5.10 国際意匠に関する修正
- 規則 5.11 共同体意匠の送付

第 4 章 その他サービス

- 規則 5.12 i-DEPOT

第 I 編 商標

第 1 章 ベネルクス商標

規則 1.1 出願の条件

(1) 商標のベネルクス出願は、フランス語、オランダ語又は英語によって行うものとし、その方法は、次の事項を記載した書類を提出することによる。

(a) 出願人の名称及び住所。出願人が法人である場合は、その法律的形態を表示しなければならない。

(b) 該当する場合は、代理人の名称及び住所又は規則 3.6 にいう連絡先

(c) その商標

(d) 商標の使用を予定している商品及びサービスの一覧。できる限り、ニース協定による商品及びサービスの類の番号を付記する。

(e) 商標が文字商標、図形商標、半図形商標、形態商標又は他の種類の商標である旨の表示。後者の場合は、商標の種類も記載する。

(f) 色彩についての文言による表示。該当する場合は、それに係る色彩コードを添付する。

(g) 出願人又は出願人の代理人の署名

(2) 当該書類は、商標の識別的要素についての説明(50 語以下)を提供することができる。

規則 1.2 団体商標

(1) 該当する場合は、出願が団体商標に関するものである旨を表示しなければならない。

(2) この場合は、出願には使用及び管理に関する規約を添付しなければならない。

規則 1.3 出願日の決定、条件の遵守

(1) 出願日を決定するための条約第 2.5 条(1)にいう条件は、規則 1.1(1) (a), (c), (d) 及び (e)並びに規則 1.2 に規定されている条件であるが、上記条件が満たされた後、基本出願手数料が 1 月以内に納付されることを条件とする。

(2) 条約第 2.5 条(2)にいう他の条件を満たすために、最低 1 月の期限が与えられる。この期限は職権で延期することができ、また、請求があったときに延期されるが、最初の警告書が送付された日から起算して 6 月を超えることはできない。

規則 1.4 優先権の主張

(1) 条約第 2.6 条に基づいて生じる優先権を出願時に主張する場合は、優先権の基礎となる出願の国名、日付、番号及び所有者を表示しなければならない。本国での商標出願人がベネルクス出願をした者でない場合は、後者はその出願に受益者の証明書を添付しなければならない。

(2) 条約第 2.6 条(3)にいう、優先権主張についての特別申立書には、出願人若しくはその代理人の名称、住所及び署名又は該当する場合は規則 3.6 にいう代理人の名称及び住所若しくは連絡先、商標の表示及び(1)にいう情報を記載する。

(3) 優先権を主張する出願人は、優先権についての資格を証明する書類の写しを提出する。

(4) (1), (2) 及び(3)の規定並びに規則 3.3 及び規則 3.6 の規定が満たされていない場合は、

庁は関係人に遅滞なく通告し、不備を是正するための1月の期限を設定する。この期限は職権によって延期することができ、また、請求があったときに延期されるが、最初の警告書が送付された日から起算して6月を超えることはできない。この期限内に応答しなければ、優先権は消滅する。

規則 1.5 出願公告

(1) 庁は提出された出願を、条約第2.5条(5)に従って公告するものとし、それに関しては次の事項を記載する。

- (a) 出願の日付及び番号
- (b) 出願人の名称及び住所
- (c) 該当する場合は、代理人の名称及び住所
- (d) その商標
- (e) 商品及びサービスであって、ニース協定に定める分類に従って類ごとにまとめられているもの
- (f) 商標の種類
- (g) 該当する場合は、団体商標に関するものである旨の言及
- (h) 該当する場合は、図形商標の分類に関する表示であって、標章の図形的要素の国際分類を定めた、1973年6月12日のウィーン協定の規定によるもの
- (i) 該当する場合は、出願人が提供した、識別的要素の説明
- (j) 該当する場合は、文言による色彩の表示。該当する場合は、それに関する色彩コードが添付されているもの
- (k) 該当する場合は、条約第2.6条に従って優先権が主張されているという事実であって、優先権に係る日付、番号及び国名が付記されているもの。該当する場合は、規則1.4(3)にいう条件が未だ満たされていない旨を注記する。

(1) その商標に対する異議申立期限の満了日

(2) (1)にいう出願に関する情報の公告のときに、誤りが生じており、それが、関係人が商標に対する異議申立をするか否かを決定することに関し、同人に誤った情報を提供することになる場合は、庁は更正した情報を公告しなければならない。それに伴い、商標に対する異議申立期限は、その時点から再開する。

(3) 該当する場合は、(2)によって更正されることになる先の公告に対して既に行われている異議申立は、異議申立人からの請求があったときは、その後の効果を有さない。当該請求は、(2)に定められている規定によって再開する異議申立期限の満了前に行う。この場合、納付済みの手数料があるときは、払い戻される。異議申立人が、その異議申立にその後の効果を有さない旨の請求をしない場合は、それは所定の期限内に提出されたとみなされる。

規則 1.6 登録

(1) 庁は次の情報を記載することによって、出願を登録する。

- (a) 登録番号
- (b) 規則1.5(1)にいう情報
- (c) 登録満了日
- (d) 商標登録の日付

(2) 庁は条約第 2.12 条及び第 2.17 条にいう裁判所の決定を、それが最早、異議申立、上訴又は上級の控訴裁判所への付託ができなくなり次第速やかに実施する。

(3) 庁が出願は条約及び本規則に記載されている条件の全てを満たしていると認めた日が、登録日とみなされる。

規則 1.7 迅速な登録

(1) 条約第 2.8 条(2)にいう、出願の登録を遅滞なく進めることを求める請求は、出願をするときに、又は登録手続中にすることができる。

(2) 庁は、規則 1.6 にいう項目に言及して当該登録を公告する。

(3) 該当する場合は、(2)にいう公告は、商標に対する異議申立の期間の満了日に言及する。規則 1.5(2)及び(3)を適用する。

(4) 庁は、条約第 2.8 条(2)により、登録の取消手続を進める旨の決定を公告する。当該公告は、取消の決定を、それが最早、異議申立、上訴又は上級の控訴裁判所への付託ができなくなったときに、行われる。

規則 1.8 国際出願

(1) ベネルクスを指定する、商標の国際出願の登録に関しては、マドリッド協定及びマドリッド議定書に基づく共通規則の規則 17(6)(a)(i)に規定されている、庁によって送付された宣言書の国際事務局による公告の日を登録日とみなす。

(2) 前項に含まれる規定の例外として、国際出願の所有者が庁に対し、条約第 2.10 条(3)の規定に従って遅滞なく登録手続を進めるよう請求した場合は、登録請求が庁に提出された日を登録日とみなす。庁はその登録を公告する。

(3) 庁が国際事務局に対し、条約 2.13 条(2)、第 2.18 条(2)又は第 2.36 条(2)の規定による通知を送付していた場合は、マドリッド協定及びマドリッド議定書に基づく共通規則の規則 17(5)(a)(i)に規定されている、庁によって送付された拒絶取下宣言書の国際事務局による公告の日が、登録日を構成するとみなす。複数の拒絶理由が適用されるべく認定されており、それらが異なる時点において取り下げられた場合は、庁によって送付された拒絶取下宣言書の国際事務局による最終の公告の日が、登録日を構成するものとみなす。

規則 1.9 更新

(1) 登録の更新は、庁に納付するべき更新手数料の納付により発効する。

(2) 庁は、登録の満了日を変更することにより登録の更新を登録する。

(3) 庁は、納付するべき手数料を納付した当事者に対し更新確認書を送付する。

規則 1.10 [廃止]

規則 1.11 [廃止]

第2章 国際登録又はその更新の請求

規則 1.12 国際出願及び更新

(1) マドリッド協定又はマドリッド議定書に規定されている条件を満たしている者は、同盟の構成国における同人の商標の保護を確保することができる。そのようにするためには、当該人は国際登録を求め、又は保護の領域的適用を求める願書を庁に提出しなければならない。国際登録の更新は、庁を経由して又は国際事務局に直接に提出することによって、申請することができる。

(2) 当該申請は、マドリッド協定及びマドリッド議定書に基づく共通規則によって要求される情報の全てを記載した書類を提出することによって行われるものとし、また、該当する場合は、それには、前記規則に規定されている裏付書類を添付する。

(3) 規則 3.1、規則 3.3、規則 3.6 及び規則 3.7 が、当該申請及び国際登録の修正を求める申請に適用される。

(4) 当該申請を行うときは、マドリッド協定及びマドリッド議定書に定める手数料を、国際事務局に対して直接納入していない場合は、納付すべき時期に、庁のサービス手数料と共に納付する。

(5) 庁は、本規則の条件を満たしている申請について、直ちに国際事務局に通報しなければならない。

(6) 申請の日付は、庁による申請の受領日とする。

(7) 第6条の規定を害することなく、マドリッド協定に基づく申請の日付は、ベネルクス商標の登録日より前とすることができない。そのような場合は、庁はその申請日をベネルクス商標の登録日まで延期する。

(8) (6)及び(7)の規定を害することなく、申請の国際事務局による受領と庁による受領の間に2月以上が経過している場合は、国際事務局は、国際事務局が申請を受領した日を申請日とみなす。

規則 1.13 [廃止]

規則 1.14 変更

マドリッド議定書第9条の5にいう登録出願には、その国際登録の取消を裏付ける書類を添付する。

第3章 拒絶及び異議申立

規則 1.15 拒絶に応答するための期限

(1) 条約第 2.11 条(3)及び条約第 2.13 条(3)に規定されている、仮拒絶の通告に応答するための期限は 1 月未満とする。この期限は職権で延期することができ、また、請求があったときに延期されるものとするが、最初の通知書が送付された日から起算して 6 月を超えることはできない。

(2) 該当する場合は、仮拒絶に異論を唱える出願人は、(1)に規定されている期限内に規則 3.6 及び規則 3.7 の条件も満たさなければならない。

(3) 庁は条約第 2.12 条(1)にいう裁判所決定を、それが最早、上級の上訴裁判所へ付託できなくなり次第、遅滞なく執行する。

規則 1.16 異議申立に係る項目

(1) 異議申立は、次の項目を記載した書類を基にして行う。

(a) 申立人の名称

(b) 該当する場合は、申立人は先行商標のライセンシーとして行動する旨の陳述書

(c) 先行商標の特定を可能にする参照事項

(d) 行使する先行商標の商品又はサービスであって、異議申立の根拠となるもの。当該言及がない場合は、異議申立は先行商標に係る商品及びサービスの全てを基にしていると推定される。

(e) 異議申立の対象である商標の特定を可能にする参照事項

(f) 異議申立の対象とする商品又はサービス。当該参照事項がない場合は、異議申立は商標に係る商品及びサービスの全てを基にしていると推定される。

(g) 言語使用に関する選好

(2) 該当する場合は、ライセンシーの資格を証明する裏付書類を提出する。

(3) 該当する場合は、代理人の名称及び住所又は規則 3.6 に規定されている連絡先をその書類に記載する。

(4) (1) (d) 及び (f) によって指定されている情報は、商品又はサービスの類番号のみの表示によって示すことができる。申立人は、異議申立の基礎とする、又は異議申立の対象とされる商品又はサービスを、規則 1.17(1) (i) にいう決定がされるまでに、限定することができる。

規則 1.17 異議申立手続の実施

(1) 異議申立は、次の手続に従って審査される。

(a) 規則 1.18 に従って異議申立が受理できるものであるか否かを決定し、その旨を当事者に、又は条約第 2.18 条にいう事件に関しては、異議申立人及び国際事務局に通知する。

(b) 異議申立手続は、受理できる旨の通告から 2 月後に開始されるものとするが、納付されるべき異議申立手数料が全額納付されていることを条件とする。庁は、手続開始の通告書を当事者に送付する。

(c) 異議申立人には、異議申立を立証する主張及び裏付書類を提出するため並びに該当する場合は先の商標が周知のものであることを証明する書類を提出するために、(b) にいう手続開始の通告から 2 月の期間を与えられる。これが行われない場合は、異議申立の審査は行われ

ない。当該手続の開始前に提出された主張は、手続の開始時に提出されているとみなす。

(d) 庁は、異議申立人の主張を被申立人に送付し、また、該当する場合は、被申立人が書面により応答しかつ使用証明を請求するための2月の期間を与える。

(e) 該当する場合は、異議申立人は、請求された使用証明を提出するために又は当該商標を使用しないことについて正当な理由があることを証明するために、2月の期間が与えられる。商標がその登録に係る商品及び/又はサービスの一部についてのみ使用されていた場合は、庁の決定は、商標の使用が証明された商品及びサービスに基づく。

(f) 使用証明が提出された場合は、庁はそれを被申立人に送付し、被申立人に、使用証明に対し及び被申立人が(d)にいう機会を提供されたときに行っていない場合は異議申立人の主張に対し書面により応答するための2月を与える。

(g) 庁は、適切な理由があると考える場合は、1又は複数の当事者に、追加の主張又は書類をその目的で設定される期間内に提出するよう請求することができる。

(h) 口頭審理を規則 1.27 に従って行うことができる。

(i) 庁は、決定を行う。複数の先の商標に基づく異議申立がこれらの商標の1に係る理由に基づいて許容される場合は、庁は、言及された他の商標に関しては決定しない。

(2) 被申立人が欧州連合又は欧州経済地域内に居住地又は登録事務所を有さない場合は、1(d)にいう期限内に、規則 3.6 の規定に従わなければならない。

規則 1.18 受理要件

(1) 異議申立は、条約第 2.14 条(1) 又は第 2.18 条(1) に定める期間内に提出され、かつ、本規則の規則 1.16(1) (a) から (f) まで並びに条約第 2.14 条(4)に定める要件を満たしている場合は、受理される。

(2) 異議申立が受理できるか否かを定める上で、条約第 2.14 条(4)に定める要件は、納付すべき手数料の40% が納付されている場合は満たされているものとみなす。

(3) 前項に定める規定を害することなく、異議申立提出のために納付すべき手数料全額を異議申立提出時に納付することができる。前項は、納付すべき手数料全額を規則 1.17(1) (b) に定める期間の満了までに納付しなければならないことを変更するものではない。

(4) 異議申立は、手数料が納付されている商標の数よりも多くの商標に基づいている場合であっても審査されるが、手数料が納付されているものに限って、異議申立提出時に記載されていた順番で審査される。

(5) 規則 1.16(1) (a) 及び(b)に従って提供される情報が規則 1.16(1) (c)に言及するベネルクス商標に関する登録情報と一致しない場合は、庁は、提出された異議申立を、登録簿の変更を記録する請求としても解する。規則 3.1 に定める規定は、規則 3.1(5)に定める期間は2週を越えないとの了解の下に準用する。規則 1.16(1) (c)にいう先の商標が共同体商標又は国際商標に係る場合は、庁は、異議申立人に対し、同人が、関係登録簿中の情報を異議申立時に同人が提供した情報に合致させるために必要な措置をとったことを証明するための2週間の期限を与える。

(6) 言及された先の商標の有効期間が異議申立期間の満了前に満了し、かつ、この商標が適用法規に基づいてなお更新可能である場合は、庁は、異議申立人に対し、この商標を更新するための2週間の期限を与える。関係する先の商標が共同体商標又は国際商標である場合は、庁は、商標を更新するために必要な措置がとられたことを証明するための2週間の期限を設

定する。

規則 1.19 異議申立の補正

(1) 庁が、異議申立をその内容とする書類が、規則 1.18 に記載されている条件以外の条件を満たしていないことを知ったときは、庁はその旨を申立人に通知し、指摘された不備を 2 月以内に是正することを求める。申立人がそれをしないときは、異議申立の審査は行われぬ。

(2) 庁が、(1)にいう以外の者によって提出された裏付書類が、本規則の規定を満たしていないことを知ったときは、庁は当該関係人に通知し、同人が指摘された不備を 2 月の期限内に是正することを求める。同人がそれをしないときは、その裏付書類は、その後の効果を有さない。

(3) 規則 1.17(1)(b)に規定されている異議申立に関する手続が開始されるときに、異議申立手数料の全額が納付されていない場合は、その異議申立の審査は行われぬ。

規則 1.20 手続のための言語

(1) 手続のための言語は、庁の作業言語の 1 とする。ベネルクス商標出願に対する異議申立に関しては、言語は次のように決定される。

(a) 手続のための言語は、被申立人の商標出願に使用された言語とする。

(b) (a)に記載する規定にも拘らず、被申立人の商標出願が英語によりなされていた場合は、手続のための言語は異議申立人により選択される。

(2) 国際商標出願に対する異議申立の場合は、異議申立人は、庁の作業言語の 1 を手続のための言語として選択する。異議申立人が庁の公用語の 1 を選択した場合は、被申立人は、受理通告の日から 1 月の期間内に、当該言語選択に同意しない旨を申し立てることができ、かつ、庁の他の公用語を選択することができる。異議申立人が英語を選択する場合は、被申立人は、受理通告の日から 1 月の期間内に、当該言語選択に同意しない旨を申し立てることができ、かつ、庁の公用語の 1 を選択することができる。被申立人が異議申立人の言語選択に応答しない場合は、手続のための言語は、異議申立人が選択した言語とする。

(3) (1)及び(2)の規定にも拘らず、全当事者は、手続のために別の言語を共同で選択することができる。

(4) 手続のための言語は、次のように選択される。

(a) 異議申立人が、手続のために庁の作業言語の何れを使用することを希望するかを異議申立書の中で申し立てる。

(b) 被申立人が異議申立人により選択された言語に同意する場合は、被申立人は、異議申立の受理通告の日から 1 月の期間内に、その旨を伝達する。

(5) 庁は、手続のために使用される言語を当事者に通知する。

(6) 異議申立に係る決定は、手続のために使用される言語により作成される。

規則 1.21 翻訳文

(1) 手続言語についての決定は、異議申立手続における、当事者による庁の作業言語の 1 の使用可能性に影響を及ぼさない。

(2) 当事者の 1 が手続言語でない、庁の作業言語の 1 によってその主張を提出した場合は、庁はその主張を手続言語に翻訳するものとするが、翻訳文が提供されることを相手方が望ま

ないときは、この限りでない。

(3) 当事者からの請求があったときは、庁はその相手方が手続言語で提出した主張を庁の作業言語の1に翻訳する。

(4) 当事者からの請求があったときは、異議申立手続に関する決定を庁の作業言語に翻訳する。

(5) 翻訳は、異議申立を記載した書類が提出されたとき又は規則 1.20(4)(b)にいう被申立人からの通知に関して、要求することができる。

(6) 庁の作業言語の1によって提出されなかった主張は、提出されなかったものとみなす。

(7) 主張が本条に従って翻訳される場合は、原初の言語によって提出された書類が真正なものであるとみなされる。

規則 1.22 [廃止]

規則 1.23 言語選択の変更

(1) 規則 1.20 によってされる選択は、当事者からの共同請求があったときは、手続開始前に変更することができる。

(2) 異議申立手続の間に、個々の当事者は庁に対し書面により、規則 1.21 に定める、庁によって行われる翻訳文を最早、受領することを望まない旨を通知することができる。

規則 1.24 主張又は商標の使用を裏付ける書類の言語

規則 1.20 から規則 1.23 までの規定は、主張又は商標使用を裏付けるために使用する書類の、原初の言語による提出を排除しない。庁は当該書類が、提出された理由との関連において、十分に理解可能である場合に限り、それらを考慮する。

規則 1.25 当事者双方についての適正な聴聞の原則

条約第 2.16 条(1)にいう当事者双方についての適正な聴聞の原則の尊重は、特に次の事項を含む。

(a) 一方の当事者によって庁に提出された、関連する裏付書類の全ての写しが他方当事者に送付されるものとし、異議申立が受理できない場合でも同様とする。提出された主張が、規則 1.21 に従って庁によって翻訳された場合は、その主張は翻訳文を添えて送付される。

(b) 庁が一方の当事者に送付する、関連する裏付書類の全ての写しは他方当事者に送付される。

(c) 異議申立に関する決定は、当事者双方が意見を述べることができた理由のみに基づく。

(d) 反対側当事者が応答しなかった事実は、異議がなかったものとみなされる。

(e) 異議申立の審査は、当事者たちによって提起された主張、事実及び証明に限定される。

(f) 異議申立に関する決定は、書面による、理由を付した陳述とし、また、当事者双方に送付される。

規則 1.26 中断

(1) 異議申立に関する手続が条約第 2.16 条(2)により中断された場合は、庁は、中断理由を記載してその旨を当事者に通知する。

(2) 中断理由が除去された場合は、手続は再開される。庁は、手続の間の該当期間に何れの行為が行われるべきかを記載してその旨を当事者に通知し、かつ、適切な場合には、追加の期限を定める。

(3) 全当事者の共同請求による中断は4月の期間とし、その都度同期間ずつ延長することができる。全当事者により共同で請求された中断期間の間、各当事者は、何時でも、中断を停止するよう請求することができる。

(4) 手続が開始されている場合は、庁が共同請求を受領し次第中断される。庁は、新たな期限を記載して当事者にその旨を通知する。手続がまだ開始されていない場合は、共同中断請求は、規則 1.17(1)(b)にいう期限の延長と解する。

(5) 手続が開始する前に当事者により共同で中断が請求される場合は、最初の12月について無料とする。手続が開始される前の中断のその後の延長、手続中の中断及びその延長については手数料を納付しなければならない。この手数料が中断請求時に納付されていない場合は、庁は、1月の納付期限を設定する。納付がなされない又は納付期限を越えた場合は、手続は(2)に従って再開される。

(6) 異議申立手続の中断は、規則 1.19 に基づく義務を当事者に免除するものではない。

規則 1.27 口頭審理

(1) 口頭審理は、庁がそれを正当とみなす場合、職権により、又は当事者の申請に基づいて行うことができる。

(2) 口頭審理は、長官が設定する規則に従って実施される。

規則 1.28 複数の異議申立

(1) 1の商標に対して複数の異議申立が提起された場合は、庁は手続を開始する前に、予備的審査の結果、勝訴する可能性が最も高いと思われる1又は2以上の異議申立を取り上げるよう決定することができる。この場合は、庁は他の異議申立の審査を延期することができる。庁は他の異議申立人に、再開された手続に関して行われた関連性のある決定を通知する。

(2) 審査を受けた異議申立が正当であると認定され、かつ、この決定が確定した場合は、延期された異議申立はその後の効力を有さないものとみなされる。

規則 1.29 使用証明

(1) 商標の使用を証明するための、条約第 2.16 条(3)(a)にいう裏付書類は、規則 1.17(1)(d)から(f)に定める手続に従って、請求され、また、提出される。

(2) 使用証明には、異議申立の根拠とされた先行商標がその商品及びサービスに関してされた使用の場所、期間、範囲及び性質についての情報を記載する。証明は、異議申立の対象とされた商標に係る公告の日に先行する5年間における使用を示すものでなければならない。

(3) 当該証明は、紙面によるもの、例えば、包装、ラベル、価格表、カタログ、インボイス、写真及び新聞広告等に限定するのが望ましい。裏付書類を被申立人に送付するための費用は、その総額が25ユーロを超す場合は、申立人によって支払われる。

(4) 被申立人は、使用証明の請求を取り下げること又は供給されている証明が十分であると考えることができる。

(5) 異議申立人が異議申立に関する決定が確定してから2月以内に、提出した裏付書類の返

却を要求する場合を除き、庁は当該書類を破棄する権限を与えられている。裏付書類の返却費用が 25 ユーロを超える場合は、それは異議申立人によって負担される。

規則 1.30 異議申立に関する決定の公開性

異議申立の提起及び異議申立に関する決定は公開される。口頭によるものか書面によるものに拘らず、当事者の主張及び他に裏付書類があるときは、その書類を閲覧するためには、当事者間の合意が必要とされる。

規則 1.31 異議申立に関する決定の内容

異議申立に関する決定は、次の事項を含む。

- (a) 異議申立番号
- (b) 決定の日付
- (c) 当事者及び該当する場合はその代理人の名称
- (d) 問題とされた商標についての参照事項
- (e) 事実及び異議申立手続の実施に関する要約
- (f) 該当する場合は、使用証明の分析
- (g) 双方の商標及びそれに係る商品又はサービスの比較
- (h) 庁の決定
- (i) 費用に関する決定
- (j) 報告者及びその決定に参加した他の 2 の構成員の名称
- (k) その事件に関するその後の行政的手続を担当する代理人の名称

規則 1.32 異議申立費用の決定

(1) 条約第 2.16 条(3)にいう払戻は、当該手続が開始される前は異議申立のために納付すべき手数料の 60%に等しい額、その後は異議申立のために納付すべき手数料の 40%に等しい額とする。

(2) 規則 1.18(2)に定める規定に従って、異議申立のために納付すべき手数料の 40%のみが納付されている場合は、払戻をしない。条約第 2.16 条(4)に従って庁が決定を行った後に異議申立が取り下げられた場合も、払戻をしない。

(3) 条約第 2.16 条(5)にいう費用は、異議申立基本手数料に等しい額とする。

(4) 規則 1.21 による翻訳について長官が定める手数料は、手続のために使用される言語でない庁の言語により主張を提出した当事者又は手続のために使用される言語でない庁のその他の言語による翻訳文を請求した当事者が納付しなければならない。長官は、異議申立に係る決定の翻訳文及び口頭審理中の通訳業務に係る手数料も定める。

規則 1.33 決定及び上訴後の取下

(1) 異議申立は、条約第 2.16 条(4)にいう決定が行われてから遅くとも当該決定が確定するまでの間、取り下げることができる。

(2) 庁は、異議申立又は上訴の対象でなくなり次第、条約第 2.17 条(1)にいう裁判所の決定を遅滞なくこれを執行する。

第4章 共同体商標の変更

規則 1.34 変更

(1) 共同体商標に関する規則第 112 条に定める申請の場合は、出願人は次のことをしなければならない。

- (a) ベネルクス出願手数料を納付すること
- (b) 申請書及びその添付書類に関する、庁の作業言語の 1 による翻訳文を提出すること
- (c) 規則 3.6 に従って、欧州連合又は欧州経済地域における本拠を選択すること

(2) この目的での期限は最低 1 月とする。この期限は職権で延期することができ、また、請求があったときに延期されるが、最初の警告書が送付された日から起算して 6 月を超えることはできない。これらが、設定された期限内に満たされない場合は、受領された書類はその後の効果を有さない。

第 II 編 意匠

規則 2.1 出願の条件

(1) 意匠のベネルクス出願は、オランダ語、フランス語又は英語により、次の内容を記載した書類を提出することによって行われる。

- (a) 出願人の名称及び住所。出願人が法人である場合は、その法律上の形態を表示する。
 - (b) 製品の外観の描写
 - (c) その意匠が組み込まれている、又は組み込まれる予定である製品の表示
 - (d) 意匠に係る色彩の表示。該当する場合は、それに関する色彩コードが添付されているもの
 - (e) 出願人又はその代理人の署名
- (2) その書類には、次のものも記載することができる。
- (a) 製品の新しい外観の特徴的な要素についての 150 語以内での記述
 - (b) その意匠の真の創作者の名称
 - (c) 規則 2.5 に規定されている、登録公告延期の請求
- (3) 該当する場合は、代理人の名称及び住所又は規則 3.6 にいう連絡先を記載する。
- (4) その意匠が組み込まれているか又は組み込まれる予定である製品は、明確な用語、望ましくは、意匠の国際分類を制定する 1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定に定める国際分類のアルファベット順一覧の用語で表示する。

規則 2.2 複合出願

単一のベネルクス出願は、合計で 50 までの意匠を含むことができる。この場合は、規則 2.1(1)(b)、(c) 及び(d)並びに(2)及び(4)の規定が個々の意匠に適用される。個々の意匠には個別の番号が付されていなければならない。

規則 2.3 出願日の決定及び条件遵守の期限

- (1) 出願日を決定するための条約第 3.9 条(1)に規定されている条件は、規則 2.1(1)(a)、(b) 及び(c)に規定されている条件とする。ただし、出願手数料が、上記条件が満たされてから 1 月以内に納付されることを条件とする。
- (2) 他の条件を満たすための条約第 3.9 条(2)にいう期限は、最低 1 月とする。この期限は、職権で延期することができ、請求があったときに延期されるものとするが、最初の警告書が送付された日から起算して 6 月を超えることはできない。
- (3) 複合出願の場合は、条約第 3.9 条(3)は、条件を遵守していない意匠に限り適用される。

規則 2.4 優先権の主張

- (1) 出願時に条約第 3.10 条にいう優先権を主張する場合は、優先権主張の基礎とする出願に係る国、日付、番号及び所有者を記載する。本国での出願人がベネルクス出願をした者と同じでない場合は、後者は受益者証明書を添付する。
- (2) 条約第 3.10 条にいう優先権についての特別申立には、出願人の住所、名称、その署名又は代理人の署名及び該当する場合は代理人の名称及び住所又は規則 3.6 にいう連絡先、意匠の表示及び(1)にいう情報を記載する。

- (3) 優先権を主張する出願人は、当該権利についての資格を証明する書類の写しを提出する。
- (4) (1)、(2)及び(3)の条件並びに規則 3.3 及び規則 3.6 の条件が満たされていない場合は、庁は遵守のための 1 月の期限を設定し、遅滞なく関係人に通知する。この期限は職権で延期することができ、請求があったときに延期されるものとするが、最初の警告書が送付された日から起算して 6 月を超えることはできない。期限内に応答しなければ、優先権は消滅する。

規則 2.5 公告の延期

- (1) 登録公告の延期を求める出願人は出願をするときに、請求する延期期間を表示して、その旨の請求を行う。
- (2) 複合出願の登録に関する公告延期は、その意匠の全体に対し、かつ同一期間についてのみ請求することができる。
- (3) 複合出願に関する登録公告の延期を請求した出願人が、延期期間の終了時に、意匠の一部のみが公告されることを希望する旨を庁に通知する場合は、同人は、同人が公告されることを希望する意匠の番号を表示する。
- (4) 出願人はいつでも、延期期間を終了させるよう請求することができる。

規則 2.6 再公告の請求

出願人が庁に対して意匠の再公告を請求することができる、条約第 3.11 条(3)にいう期限は、最初の公告日から 3 月とする。

規則 2.7 登録

- (1) 庁は次の事項を記載することによって出願を登録する。
- (a) 登録番号
 - (b) 出願日及び出願番号
 - (c) 規則 2.1 にいう情報
 - (d) 該当する場合は、主張されている優先権。これに関しては、規則 2.4(1)に従い、優先権主張の基礎とされた出願に係る国、日付、番号及び所有者を記載する。
 - (e) 登録公告が延期された場合は、規則 2.5(1)にいう情報
 - (f) 登録の満了日
 - (g) 意匠が組み込まれているか、又は組み込まれる予定である製品が属する、ロカルノ協定の規定による国際分類のクラス及びサブクラスの番号
 - (h) 登録日
- (2) 庁が、出願が条約及び本規則に規定されている条件の全てを満たしていると確認した日が、登録日とみなされる。
- (3) 登録証は、庁により遅滞なく、意匠所有者に送付される。

規則 2.8 国際出願の登録日

条約第 3.11 条(1)にいう公告日を、意匠の国際出願についての登録日であるとみなす。

規則 2.9 変更された形態での維持の登録

条約第 3.24 条(3)にいう意匠所有者による一部放棄又は裁判所命令についての登録請求は、

庁宛てになされるものとし、所有者の名称及び住所、同人の署名又は代理人の署名、該当する場合は、代理人の名称及び住所又は規則 3.6 にいう連絡先並びに登録番号を記載する。

規則 2.10 出願権に関する主張の登録及び当該登録の取消

(1) 条約第 3.7 条(1)にいう出願権に関する主張の登録を求める請求には、主張を行った当事者の名称及び宛先、同人の署名又は代理人の署名並びに該当する場合は代理人の名称及び宛先又は規則 3.6 にいう連絡先並びに関係意匠の所有者の名称及び宛先並びにベネルクス出願又は国際出願の登録番号を記載する。

(2) 条約第 3.7 条(1)にいう出願権に関する主張の登録は、最も利害関係の強い何れかの者の請求に基づいて取り消される。関係当事者は、最早上訴若しくは破棄上訴を訴えることができない裁判所の決定又は当該主張が取り下げられたことの証拠となる書類を提出しなければならない。

規則 2.11 更新

登録の更新は、所定の手数料を庁へ納付することによってのみ行われる。しかしながら、複合出願の所有者が条約第 3.14 条(4)によって提供されている可能性を利用しようとするときは、同人は、登録の更新を希望する意匠の番号を表示しなければならない。

規則 2.12 更新の登録

(1) 庁は、登録満了日を変更することにより登録の更新を登録する。

(2) 庁は、納付するべき手数料を納付した当事者に更新確認書を送付する。

第 III 編 商標及び意匠の規定

第 1 章 登録の修正

規則 3.1 登録簿の修正

(1) ベネルクス出願又は登録に関するベネルクス登録簿についての修正の請求は、庁宛てになされるものとし、また、登録番号、権利所有者の名称及び住所、同人の署名又は代理人の署名及び該当する場合は、代理人の名称及び住所又は規則 3.6 にいう連絡先を記載する。該当する場合は、請求書に裏付書類を添付する。

(2) 意匠の複合出願の登録に関するそのような請求が、意匠の全てを対象とするものではない場合は、請求に係る意匠の番号を表示する。譲渡その他の移転が、複合出願の一部である、1 又は 2 以上の意匠についての排他権に関するものである場合は、この部分は、この後は別途の出願とみなされる。

(3) 質権又は差押に関する登録の取消は、裏付書類を基にして行う。

(4) 条約第 2.33 条及び第 3.27 条にいう譲渡その他の移転、ライセンス又は質権を証明する書類については、その副本を提出することで十分である。庁が、請求された修正の正確性について疑うべき理由を有する場合は、庁は他の情報、特に、当該書類の原本又は認証謄本の提出を請求することができる。

(5) 本条規則によって規定されている請求に関する本規則の規定が満たされていない、又は手数料及び支払の一部又は全部が納付されていない場合は、庁は遅滞なく関係人に通知する。規則 1.18(5)の規定を害することなく、庁は、遵守のために最低 1 月の期限を設定する。この期限は職権で延期することができ、また、請求があったときに延期されるが、最初の警告書が送付された日から起算して 6 月を超えることはできない。所定の条件が、設定された期限内に満たされない場合は、受領された書類はその後の効果を有さない。

第2章 国際出願

規則 3.2 ベネルクスに適用される国際出願

(1) 出願人がベネルクス領域についての保護の適用を要求した国際出願に関しては、庁は規則 1.8 及び規則 2.8 の適用を害することなく、条約第 2.10 条及び第 4.4 条に規定されている国際事務局の通告を登録する。

(2) 団体商標の国際出願に使用及び管理の規約が添付されていない場合は、庁は遅滞なく出願人に、条約第 2.36 条(2)に規定されている期限内に当該規約を提出する義務について通知しなければならない。団体商標に関しては、登録簿は使用及び管理に関する規約の提出の有無及びその修正を記載する。

(3) 更に、ベネルクス領域に関する限りにおいて、登録簿は意匠についての取消又は消滅の決定並びにライセンス、質権及び差押に関する情報を記載する。

(4) 規則 3.1 は、(3)によって対象とされている情報の登録に適用される。

第3章 管理規定

規則 3.3 庁の言語

- (1) 庁の公用語は、オランダ語及びフランス語とする。庁の作業言語は、オランダ語、フランス語及び英語とする。
- (2) 庁に提出されるすべての書類は、庁の作業言語の1により作成される。規則 1.24 に記載する規定は、上記の例外とする。
- (3) 優先権の証拠となる書類、名称変更、譲渡又はその他の移転の証拠となる証書の抄本、ライセンス又は質権、それらに関する申立書、使用及び管理に関する規約並びにそれらの変更であってドイツ語により作成されたものも受理される。
- (4) (3)にいう書類であって、他の言語で作成されているものも、それらに庁の作業言語の1による翻訳文又はドイツ語の翻訳文が当該書類と共に提出されている場合は、受理される。
- (5) 庁は、請求があったときは、英語で作成された公告済みのベネルクス商標出願又は登録庁の公用語の1への翻訳文を提供するものとするが、この翻訳文には手数料が課される。

規則 3.4 書類の提出

- (1) 庁又は国内当局に提出される書類、証拠書類及び同封物は、長官が定める電子的又はその他の手段を用いて提出することができる。
長官は、行為ごとの情報について異なる手段を定めることができる。
- (2) (1)にいう書類、証拠書類及び同封物であってこの点での長官の要件に従わないものは、庁により受領されていないとみなされる。

規則 3.5 書類の署名

ベネルクス登録簿又は国際事務局が保持する国際登録簿への登録のために提出された何れかの書類が法人の代理として署名されている場合は、署名人の名称及び資格を記載する。

規則 3.6 代理人の選任

- (1) 庁又は国内当局に関する手続の全ては、代理人として行動する代表者を通じて行うことができる。
- (2) 当該代理人は、本拠又は本事務所を欧州連合又は欧州経済地域に有していなければならない。
- (3) これらの手続に関する通信の全ては、代理人に宛てられる。
- (4) 本事務所又は本拠を欧州連合又は欧州経済地域に有しておらず、また、代理人も選任していないものは、この領域での連絡用住所を届け出る。

規則 3.7 委任状

- (1) 庁に対する手続の遂行に関して利害関係人の代表者として行動していると主張するものは、利害関係人によってそのような権限を付与されているとみなされる。
- (2) 代表者が庁に対して登録の取消を求めるときは、同人はその目的で発行された委任状を提出する。
- (3) 如何なる手続に関してあれ、庁が代表者の授権を疑うべき理由を有する場合は、庁は委

任状の提出を要求することができる。当該委任状の提出期限は 1 月とする。この期限は、請求により 1 月延長することができる。所定の期限内に応答しない場合は、その請求はその後の効果を有さないままとなる。

規則 3.8 書類受領の確認

(1) 庁は、ベネルクス登録簿又は国際事務局によって調製される、国際登録についての登録簿に登録することを意図されている全ての書類について、その受領を確認する。

(2) 権限のある当局が受領したときは、全ての書類に受領の時間、日、月及び年を表示する日付を記入する。

(3) 庁は書類の発送及び受領を記録する。別段の証拠があるときを除き、当該記録は発送及び受領並びにその手続が行われた時についての証明となる。

規則 3.9 期限及び閉庁日

(1) 本規則において月により表示した期限は、当該の行為が行われる日に開始し、該当する月の、期限の開始日に対応する日に終了する。該当する月に対応する日がない場合は、期限はその月の最後の日に満了する。

(2) 本規則において週により表示した期限は、当該の行為が行われる日に開始し、該当する週の、期限の開始日に対応する日に終了する。

(3) 管轄当局の役所が条約又は本規則に従って守るべき期限の最終日に閉じる場合は、当該期限は、同役所が開く翌日の終了時まで延長する。

(4) ベネルクス諸国の 1 において、規則 1.3(1)及び(2)、規則 1.4(4)、規則 2.3(1)及び(2)、規則 2.4(4)並びに規則 3.1(5)にいう期限並びに第 I 部第 3 章にいう期限の末日前 5 業務日の少なくとも 1 日にわたって通常の郵便配達業務が途絶した場合は、前記の各規則に定める期限後に関係管轄当局に配達された書類は、当該管轄当局に所定の期限内に提出されたものとして、審査されるものとするが、関係書類が、当該通常の郵便配達業務途絶のために前記の期限後に配達されたと合理的に考えられることを条件とする。

規則 3.10 情報及び謄本

(1) 庁はベネルクス登録簿を基にして、利害関係人に情報と謄本を提供する。庁の名義で、かつ、その代理として行動する国内当局は同じ情報と謄本を、その当局が入手できる場合は、提供する。

(2) 登録簿は、長官が定める条件に基づいて、又は長官が定めた形式での予約購読によって、閲覧することができる。

(3) パリ条約第 4 条 D(3)に規定されている優先権についての資格を証明する書類は、庁により、又は事情によっては、国内当局により、利害関係人に発送される。当該書類は、規則 1.3(1)及び規則 2.3(1)に従って出願日が決定されている場合に限り、発行することができる。

規則 3.11 様式の提供

庁及び国内当局は、非電子的手段により行うことが可能な行為を行う目的で様式を提供する。長官は、当該様式の見本を決定する責任を負い、これは庁のウェブサイトで公告される。

規則 3.12 ベネルクス登録簿

- (1) ベネルクス登録簿は、次の 2 部分によって構成される。
 - (a) ベネルクス出願の登録簿
 - (b) 国際出願の登録簿
- (2) ベネルクス登録簿及び登録された事項の証拠として提出された書類は、庁において無料で閲覧することができる。
- (3) ベネルクス登録簿はまた、ベルギー及びルクセンブルクの国内官庁において、同様に無料で閲覧することができる。

規則 3.13 公告

庁は、条約第 4.4 条(b)に従い、かつ、登録の言語のみの文言により、次の事項を公告する。

- (a) 規則 1.5, 規則 1.6, 規則 1.7, 規則 1.9, 規則 2.7, 規則 2.12 及び規則 3.1 に規定されている、ベネルクス出願に関して登録されている表示の全て。意匠に関する複合出願の登録についての限定更新の場合は、当該更新の公告は、維持される意匠の番号を記載する。
- (b) 規則 1.8(2)に規定されている、商標の国際出願に関して登録されている表示の全て
- (c) 規則 3.2(3)に規定されている、意匠の国際出願に関して登録されている表示の全て
- (d) 規則 2.9 に規定されている、一部放棄又は裁判所命令の登録
- (e) 規則 2.10 に規定されている、権利主張の訴えの登録

規則 3.14 附則

規則 3.4 にいう長官が定める書類の提出に係る附則は、庁のウェブサイトで公告される。

第 IV 編 i-DEPOT

規則 4.1 i-DEPOT の種類

BCIP 第 4.4 条の 2 にいう i-DEPOT には、i-DEPOT 封筒としての有形版とオンライン i-DEPOT としての電子版の 2 種類がある。

規則 4.2 i-DEPOT 封筒の提出

(1) i-DEPOT 封筒は、結合された 2 個の同一の区画から構成され、手数料を納付して庁から入手することができる。

(2) i-DEPOT 封筒は、2 個の結合された区画に同一の書類を封入して庁に返送することにより提出することができる。封筒には、提出当事者の名称及び宛先を表示しなければならない。

(3) 庁は、規則 3.8 に従い、i-DEPOT 封筒の内容を点検することなくその受領の時を決定し、封筒の両区画に受領確認証を付し、かつ、区画の 1 を提出当事者に返送する。

規則 4.3 i-DEPOT 封筒の保管

(1) 庁は、i-DEPOT 封筒の区画の 1 を、提出当事者の選択により 5 年又は 10 年の間保管する。

(2) 保管期間は、更に 5 年間ずつ延長することができる。

(3) 保管期間の満了 2 月前、庁は、提出当事者に保管期間を延長できる可能性を通知する注意状を送付する。

(4) 保管期間は、該当手数料の納付があったときに延長される。手数料は、保管期間満了後 2 月以内に納付しなければならない。

(5) 庁は、保管期間が適時に延長されなかった i-DEPOT 封筒を廃棄する。

(6) 保管期間の間、提出当事者は、庁に対し、庁がファイルに保管している i-DEPOT 封筒の区画を提出当事者に送付するよう請求することができる。庁による i-DEPOT の保管は、当該区画を送付したときに終了する。

規則 4.4 証拠手段としての i-DEPOT 封筒

庁により返送された i-DEPOT 封筒の区画及び庁によりファイルに保管された区画の双方が BCIP 第 4.4 条の 2 にいう証拠となる。

規則 4.5 オンライン i-DEPOT の提出

(1) オンライン i-DEPOT は、庁が付した電子保全及び認証装置を備えたファイルから構成されており、庁が受領した時からその内容が変化していないことが保証されている。

(2) オンライン i-DEPOT を提出する際は、提出当事者の名称及び宛先を添えなければならない。

(3) 更に、オンライン i-DEPOT を提出する際は、

(a) その説明を添えなければならない、

(b) 1 又は複数のファイルを添えなければならない、又は

(c) (a) 若しくは(b)にいう要素の組合せ

(4) 庁は、オンライン i-DEPOT に番号を割り当て、規則 3.8 に従ってオンライン i-DEPOT の受領時刻を決定し、かつ、(1)にいう電子ファイルを提出当事者に送付する。このファイルに

は、(2)及び(3)にいう要素、オンライン i-DEPOT の番号並びに庁による受領の日時を記載する。

規則 4.6 証拠手段としてのオンライン i-DEPOT

規則 4.5 にいう電子ファイルは、BCIP 第 4.4 条の 2 にいう証拠となる。

規則 4.7 オンライン i-DEPOT の保管

(1) 庁は、オンライン i-DEPOT を 5 年間保管する。保管期間は、5 年ずつ延長することができる。

(2) 保管期間の満了 2 月前、庁は、提出当事者に保管期間を延長できる可能性を通知する注意状を送付する。

(3) 保管期間は、該当手数料の納付があったときに延長される。手数料は、保管期間の満了後 2 月以内に納付しなければならない。

(4) 庁は、保管期間が適時に延長されなかった i-DEPOT 封筒を廃棄する。

(5) 保管期間中、提出当事者は、納付するべき手数料を納付して、オンライン i-DEPOT の証拠をデータ記憶媒体で送付するよう庁に請求することができる。提出当事者は、この請求に基づいて、当該オンライン i-DEPOT の内容を閲覧することについての同意を庁に与える。

(6) 提出当事者は、庁に対し、オンライン i-DEPOT の保管を終了し、これを廃棄するよう何時でも請求することができる。

規則 4.8 オンライン i-DEPOT に関する行為

オンライン i-DEPOT に関する行為は、長官により定められ、かつ、庁のウェブサイトを提供される手段を用いてのみ実行することができる。

規則 4.9 期限

規則 3.9 は、規則 4.3 及び規則 4.7 にいう期限に準用する。

第V編 手数料及び料金

第1章 通則

規則 5.1 手数料の設定

- (1) 条約第 1.13 条(1)の規定により、庁は国内当局に対し、当該当局によって行われる手続に関して課せられる手数料の 20%を支払う。
- (2) 執行委員会は手数料を設定する。執行委員会は、設定された手数料を年 1 回に限り調整することができる。
- (3) 条約第 6.5 条を、新たな手数料の公告に適用する。

規則 5.2 納付

- (1) 納付すべき手数料及び料金は、庁が行う行為に先立って納付されなければならない。納付されたすべての納付すべき手数料及び料金は、如何なる場合も払い戻されない。
- (2) 庁は、手数料が課される請求を受領したときに、納付されるべき手数料の請求明細書を送付する。請求明細書が送付されなかったか又は受領されなかった場合、如何なる権利も生じない。
- (3) 規則 3.4 に基づく行為に関して電子的手段でも非電子的手段でも書類を提出することが可能であり、かつ、当該書類を提出する当事者が、長官がその行為のために定めた電子的手段以外の手段を使用することを選択した場合は、当該行為のために納付すべき手数料の 15%に相当する管理費用でユーロの整数額になるよう切り捨てられたものを課される。この費用は、長官による費用の告示が規則 3.14 に従って公告される時まで納付義務が生じない。

規則 5.3 偶発的手続に課せられる手数料

- (1) 庁によって、又は庁に対して行うよう、条約及び本規則に定める手続のための手数料は、本編に記載されているとおりとする。
- (2) 長官は、本編に定めていない、庁によって、又は庁に対して行われる、いわゆる偶発的手続に対する手数料を設定する。
- (3) 長官は執行委員会に対し、通常手続に対する手数料を報告する。執行委員会は、そのような手数料を本編に加えるよう決定することができる。

第2章 商標

規則 5.4 出願, 更新及び修正のための手数料

1. 商標の出願		
a.	個別商標の3類までの基本手数料(規則 1.1)	240
b.	団体商標の3類までの基本手数料(規則 1.2)	373
c.	3類を超える場合の1類毎の追加手数料	37
d.	迅速登録のための3類までの追加手数料(規則 1.7)	193
e.	迅速登録における, 3類を超える場合の1類毎の追加手数料	30
f.	識別的要素の記述のための追加手数料(規則 1.1(2))	39
g.	優先権の申立の登録(規則 1.4(2))	15
2. 異議申立(規則 1.16 以下)		
a.	異議申立のための基本手数料	1000
b.	行使する権利が3を超える場合の1権利毎の追加手数料	100
c.	手続開始前の請求による中断及びその延長(最長3回)(規則 1.26)	無料
d.	上記以外の場合における請求による中断及び4月までの延長(規則 1.26)	150
e.	主張の翻訳(規則 1.21), 最初の4ページは無料, 4ページを超える場合の1ページ毎又は端数毎の手数料(1ページは80文字以下, 30行以下)	55
f.	決定の翻訳, 1ページ毎又は端数毎の手数料(規則 1.21)	45
3. 商標の更新(規則 1.9)		
a.	個別商標の3類までの基本手数料	260
b.	団体商標の3類までの基本手数料	474
c.	3類を超える場合の1類毎の追加手数料	46
d.	満了日後6月内での更新のための追加手数料(条約第2.9条(4))	129
4. 修正(規則 3.1)		
a.	譲渡その他の移転, ライセンス, 質権又は差押	
	第1の商標	54
	第2から第5までの商標	27
	それ以降の商標	無料
b.	商品及びサービスの制限に関する登録	44
c.	出願登録後の代理人の変更(選任を含む)	
	第1の商標	22
	第2から第5までの商標(同一商標権者)	11
	それ以降の商標(同一商標権者)	無料
	第2から第5までの商標(異なる商標権者)	11
	それ以降の商標(異なる商標権者)	2
d.	所有者, 代理人又はライセンシーの名称又は住所の変更	無料
e.	所有者に起因する誤記の登録後の訂正	
	第1の商標	18

それ以降の商標	9
---------	---

規則 5.5 その他の手数料(商標)

1. 先行商標調査		
a.	3 類までの基本手数料	150
b.	3 類を超える場合の 1 類毎の追加手数料	20
2. 先行商標についての年間予約金		
a.	3 類までの基本手数料	50
b.	3 類を超える場合の 1 類毎の追加手数料	8
3. 謄本		
a.	無認証, 登録毎	4
b.	無認証, その他, 1 ページ毎	5
c.	認証, 登録毎	15
d.	認証, その他, 1 ページ毎	17
e.	優先権書類(規則 3.10)	15
4. 情報		
a.	1 時間未満	23
b.	1 時間以上, 1 時間毎	55
5. 公開された出願又は登録の英語から庁の公用語の 1 への翻訳文, 1 語毎		0.2

規則 5.6 国際商標及び共同体商標の送付

1. 国際商標: 登録又は更新の請求の提出		80
2. 共同体商標(共同体商標規則第 25 条(2))		
a.	請求の提出	80
b.	送料が 25 ユーロを超える場合	送料

規則 5.7 国際商標の個別手数料

マドリッド議定書第 8.7 条(a)に定める個別手数料の額は次の通りである。

1. 国際出願		
a.	個別商標の 3 類までの基本手数料	159
b.	団体商標の 3 類までの基本手数料	227
c.	3 類を超える場合の 1 類毎の追加手数料	16
2. 国際登録の更新		
a.	個別商標の 3 類までの基本手数料	260
b.	団体商標の 3 類までの基本手数料	474
c.	3 類を超える場合の 1 類毎の追加手数料	46

第3章 意匠

規則 5.8 出願, 更新及び修正のための手数料

1. 意匠の単一出願(規則 2.1)		
a.	単一出願	108
b.	表象による公告	10
c.	特徴的要素の記述による公告	40
2. 複合出願(規則 2.2)		
a.	第1の意匠の出願	108
b.	第2から第10までの意匠, 意匠毎	54
c.	第11から第20までの意匠, 意匠毎	27
d.	第21から第50までの意匠, 意匠毎	22
e.	表象による公告	10
f.	特徴的要素の記述による公告, 意匠毎	40
3. 公告の延期(規則 2.5)		
		39
4. 優先権の申立の登録(規則 2.4(2))		
		12
5. 単一登録の更新(規則 2.11)		
		95
6. 複合登録の更新(規則 2.11)		
a.	第1の意匠の更新	95
b.	第2から第10までの意匠, 意匠毎	48
c.	第11から第20までの意匠, 意匠毎	24
d.	第21から第50までの意匠, 意匠毎	20
7. 満了後6月間での更新のための追加手数料(条約第3.14条(3))		
		12
8. 修正(規則 3.1)		
a.	譲渡又は移転, ライセンス, 質権又は差押	
	第1の意匠	24
	それ以降の個々の意匠	12
b.	出願登録後の代理人の変更(選任を含む)	
	第1の意匠	9
	それ以降の個々の意匠	5
c.	所有者, 代理人又はライセンシーの名称及び/又は住所の変更	無料
d.	所有者に起因する誤記の登録後の訂正	
	第1の意匠	9
	それ以降の個々の意匠	5
e.	権利主張の訴えの登録(規則 2.10)	12

規則 5.9 その他の手数料(意匠)

1. 謄本		
a.	無認証, 登録毎	4

b.	無認証, その他, 1 ページ毎	2
c.	認証, 登録毎	18
d.	認証, その他, 1 ページ毎	5
e.	優先権書類(規則 3.10)	12
2. 情報		
a.	1 時間未満	17
b.	1 時間以上, 1 時間毎	30
3. ベネルクス意匠解説(CD-ROM 版)		
a.	ベネルクス領域対象, 分冊毎	8
b.	ベネルクス領域対象, 年間予約	79
c.	ベネルクス領域外, 分冊毎	9
d.	ベネルクス領域外, 年間予約	87
4. 公開された出願又は登録の英語から庁の公用語の 1 への翻訳, 1 語毎		0.2

規則 5.10 国際意匠に関する修正

国際意匠に関するライセンス, 質権, 差押の登録		
a.	第 1 の意匠	24
b.	その後の個々の意匠	12

規則 5.11 共同体意匠の送付

共同体意匠		
a.	出願(共同体意匠規則第 35 条(2))	71
b.	送料が 25 ユーロを超える場合	送料

第4章 その他サービス

規則 5.12 i-DEPOT

1. i-DEPOT 封筒		
a.	5年の保管期間	45
b.	10年の保管期間	65
c.	保管期間の5年延長	45
2. オンライン i-DEPOT		
	5年の提出及び保管期間	35
	保管期間の5年延長	25
	複製	15
3. i-DEPOT アカウント		
	アカウントのアクティブ化	350
	20クレジット	100
	50クレジット	225
	100クレジット	400
	250クレジット	875
	500クレジット	1,250
4. オンライン i-DEPOT のクレジットでの手数料（アカウントのみに適用）		
a.	(1) 5年の期間に係る 0-10Mb の i-DEPOT の提出及び保管	1クレジット
	(2) 5年の期間に係る 10-50Mb の i-DEPOT の提出及び保管	2クレジット
	(3) 5年の期間に係る 50-100Mb の i-DEPOT の提出及び保管	3クレジット
b.	保管期間の5年延長	1クレジット
c.	複製	3クレジット
5. 媒介者を通じて提出された i-DEPOT について課される手数料		
a.	媒介者の登録	350
b.	i-DEPOT 封筒, 5年の保管期間	35
c.	i-DEPOT 封筒, 10年の保管期間	50
d.	オンライン i-DEPOT	25